

議案第 1 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成22年12月 8 日

沖縄県教育委員会

教育長が、議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

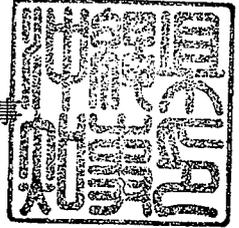
議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく
沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」に対する意見

議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」については、異議ありません。

教総第 691 号
平成22年12月1日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

条例案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

2 制定の経緯及び必要性

スポーツ及び文化に関する施策を知事部において総合的に実施するため、教育委員会の権限に属するスポーツ及び文化に関する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、知事が管理し、及び執行することとする必要がある。

3 制定案の概要

- (1) スポーツ（学校体育を除く。）に関する事務及び文化（文化財の保護を除く。）に関する事務を知事が管理し、及び執行することとする。（本則）
- (2) この条例は、平成23年4月1日から施行し、必要な経過措置を設ける。（附則第1項から第5項まで）
- (3) 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するとともに、必要な経過措置を設ける。（附則第6項から第10項まで）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項

5 関係各課との調整状況

行政改革推進課及び財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 根拠法令等の参照条文
- (2) 新旧対照表
- (3) その他参考となる資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づ く沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際本則に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第4条第3項の規定により教育委員会が定めたスポーツの振興に関する計画は、施行日に同項の規定により知事が定めたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に沖縄県スポーツ振興審議会（スポーツ振興法第18条第1項の規定により設置されたものをいう。以下同じ。）の委員に任命されている者は、施行日に同条第5項の規定により沖縄県スポーツ振興審議会の委員として任命されたものとみなす。
- 5 前項の場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、沖縄県スポーツ振興審議会条例（昭和48年沖縄県条例第16号）第4条の規定にかかわらず、施行日にお

けるその者の沖縄県スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「知事」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第6条の規定による指定を受けている者（以下「教育委員会指定管理者」という。）は、施行日に同項の規定による改正後の沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第6条の規定による指定を受けたものとみなす。
- 8 前項の場合において、当該指定を受けたものとみなされる者（以下「知事指定管理者」という。）に係る指定の期間は、施行日における教育委員会指定管理者としての指定に係る期間の残存期間と同一の期間とする。
- 9 この条例の施行の際教育委員会指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は教育委員会指定管理者に対してされている申請その他の行為は、施行日以後においては、知事指定管理者がした利用の許可その他の行為又は知事指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 10 附則第6項の規定による改正前の沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第14条の規定により教育委員会が承認し、及び告示した利用料金は、施行日に同項の規定による改正後の沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第14条の規定により知事が承認し、及び告示したものとみなす。

平成22年 月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、沖縄県教育委員会の職務権限に属するスポーツに関する事務及び文化に関する事務を、知事が管理し、及び執行することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(体育施設の管理)</p> <p>第3条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第4条 <u>指定管理者</u>は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 第14条の規定による利用料金の収受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務</p> <p>(3) 体育施設の施設及びその附属設備（以下「<u>施設等</u>」という。）の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関して、<u>知事</u>が必要と認める業務</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、<u>規則</u>で定める申請書に事業計画書その他<u>規則</u>で定める書類（以下「<u>事業計画書等</u>」という。）を添えて、<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第6条 <u>知事</u>は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に体育施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て<u>指定管理者</u>を指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。</p>	<p>(体育施設の管理)</p> <p>第3条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第4条 <u>指定管理者</u>は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 第14条の規定による利用料金の収受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務</p> <p>(3) 体育施設の施設及びその附属設備（以下「<u>施設等</u>」という。）の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関して、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、<u>教育委員会規則</u>で定める申請書に事業計画書その他<u>教育委員会規則</u>で定める書類（以下「<u>事業計画書等</u>」という。）を添えて、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に体育施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て<u>指定管理者</u>を指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。</p>

<p>(2) 事業計画書等の内容が、体育施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、奥武山総合運動場の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。</p> <p>(指定管理者の指定等の告示)</p> <p>第7条 <u>知事</u>は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。</p> <p>(休場日等)</p> <p>第8条 体育施設（奥武山水泳プールを除く。）の休場日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 定期休場日 火曜日</p> <p>(2) 年始休場日 1月1日から1月4日まで</p> <p>(3) 年末休場日 12月28日から12月31日まで</p> <p>2 奥武山水泳プールの利用期間は、4月15日から10月31日までとし、休場日は、火曜日とする。</p> <p>3 第1項第1号及び第2項に規定する休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条で規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休場日でない日を休場日とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>知事</u>の承認を得て、臨時に利用期間以外の日若しくは休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。</p> <p>(開場時間)</p> <p>第9条 体育施設の開場時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時にこれを変更</p>	<p>(2) 事業計画書等の内容が、体育施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、奥武山総合運動場の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。</p> <p>(指定管理者の指定等の告示)</p> <p>第7条 <u>知事</u>は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。</p> <p>(休場日等)</p> <p>第8条 体育施設（奥武山水泳プールを除く。）の休場日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 定期休場日 火曜日</p> <p>(2) 年始休場日 1月1日から1月4日まで</p> <p>(3) 年末休場日 12月28日から12月31日まで</p> <p>2 奥武山水泳プールの利用期間は、4月15日から10月31日までとし、休場日は、火曜日とする。</p> <p>3 第1項第1号及び第2項に規定する休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条で規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休場日でない日を休場日とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>知事</u>の承認を得て、臨時に利用期間以外の日若しくは休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。</p> <p>(開場時間)</p> <p>第9条 体育施設の開場時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>知事</u>の承認を得て、臨時にこれを変更するこ</p>
--	--

<p>とができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。（許可の取消し等）</p> <p>第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。</p>	<p>とができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。（許可の取消し等）</p> <p>第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。</p>
<p>とができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。（許可の取消し等）</p> <p>第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。</p>	<p>とができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。（許可の取消し等）</p> <p>第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。</p>

<p>2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 知事は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(損害の賠償等)</p> <p>第17条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、<u>規則</u>で定めるところにより事業報告書を作成し、<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(<u>規則</u>への委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、奥武山総合運動場の管理運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(損害の賠償等)</p> <p>第17条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(<u>教育委員会規則</u>への委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、奥武山総合運動場の管理運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
--	--